

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 20 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

私は、A事業所で勤務していた間に結婚し、昭和 40 年 12 月末日に出産のため退職した。42 年 12 月 21 日に脱退手当金 1 万 2,750 円が支給された記録となっているが、受け取った記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立てに係る最終事業所である A 事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から、約 2 年後の昭和 42 年 12 月 21 日に支給された記録となっている上、A 事業所では、「申立期間②当時、社員の退職時に脱退手当金制度の説明及び代理請求は行っていなかったと思われる。」と回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の株式会社 B における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が最初に就職した事業所を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②については5万円、申立期間③及び④については28万1,000円、申立期間⑤及び⑥については28万円、申立期間⑦については27万4,000円、申立期間⑧については29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年8月15日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年8月15日
⑥ 平成19年12月24日
⑦ 平成20年8月20日
⑧ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人又は複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書により、申立人は、申立期間①から⑧までの標準賞与額（申立期間①及び②については5万円、申立期間③及び④については28万1,000円、申立期間⑤及び⑥につい

ては 28 万円、申立期間⑦については 27 万 4,000 円、申立期間⑧については 29 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、申立期間①については23万5,000円、申立期間②から⑤までについては23万6,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については23万5,000円、申立期間②については23万6,000円、申立期間③については23万円、申立期間④及び⑤については23万6,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 8 月 12 日
③ 平成 16 年 12 月 22 日
④ 平成 17 年 8 月 12 日
⑤ 平成 17 年 12 月 26 日
⑥ 平成 18 年 8 月 15 日
⑦ 平成 18 年 12 月 25 日
⑧ 平成 19 年 8 月 15 日
⑨ 平成 19 年 12 月 24 日
⑩ 平成 20 年 8 月 20 日
⑪ 平成 20 年 12 月 25 日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月1日付けで、申立期間①については23万5,000円、申立期間②から⑤までについては23万6,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、申立人から提出された申立期間の賞与明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については23万5,000円、申立期間②については23万6,000円、申立期間③については23万円、申立期間④及び⑤については23万6,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、申立期間①については23万5,000円、申立期間②から⑤までについては23万4,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については23万5,000円、申立期間②については23万4,000円、申立期間③については22万8,000円、申立期間④及び⑤については23万4,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年8月15日
⑨ 平成19年12月24日
⑩ 平成20年8月20日
⑪ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月1日付けで、申立期間①については23万5,000円、申立期間②から⑤までについては23万4,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、申立人又は複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については23万5,000円、申立期間②については23万4,000円、申立期間③については22万8,000円、申立期間④及び⑤については23万4,000円、申立期間⑥及び⑦については24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、申立期間①については24万2,000円、申立期間②から⑦までについては24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については24万2,000円、申立期間②については24万1,000円、申立期間③については23万5,000円、申立期間④から⑦までについては24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年8月15日
⑨ 平成19年12月24日
⑩ 平成20年8月20日
⑪ 平成20年12月25日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月1日付けで、申立期間①については24万2,000円、申立期間②から⑦までについては24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、申立人又は複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については24万2,000円、申立期間②については24万1,000円、申立期間③については23万5,000円、申立期間④から⑦までについては24万1,000円、申立期間⑧及び⑨については23万4,000円、申立期間⑩及び⑪については23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、申立期間①については30万6,000円、申立期間②及び③については30万8,000円、申立期間④及び⑤については25万7,000円、申立期間⑥及び⑦については22万円、申立期間⑧については5万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については30万6,000円、申立期間②については30万8,000円、申立期間③については30万円、申立期間④及び⑤については25万7,000円、申立期間⑥及び⑦については22万円、申立期間⑧については5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年8月15日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年12月24日

申立期間について、有限会社Aから支給された賞与が給付に反映されない記録とされているので、給付されるように年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月1日付けで、申立期間①については30万6,000円、申立期間②及び③については30万8,000円、申立期間④及び⑤については25万7,000円、申立期間⑥及び⑦については22万円、申立期間⑧については5万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、複数の同僚から提出された申立期間の賞与明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については30万6,000円、申立期間②については30万8,000円、申立期間③については30万円、申立期間④及び⑤については25万7,000円、申立期間⑥及び⑦については22万円、申立期間⑧については5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月22日から25年9月30日まで

私は、間もなく60歳になる頃に年金相談に行き、その時に初めて、A株式会社の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

A株式会社を退職した理由は、受注の減少に伴い従業員数が減ったためで、結婚などの個人的な事情ではなかったもので、働き口さえあれば、再び就職しようと思っていた。

申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、被保険者期間が6月以上20年未満である女子については、厚生年金保険法第48条第2項の規定により、資格喪失事由が婚姻又は分娩の場合に限り脱退手当金の受給権があったところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、A株式会社B工場に係る資格喪失事由として「結婚」、脱退手当金の支給根拠として「48. 2」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の戸籍謄本によると、申立人の婚姻は昭和33年1月*日であることが確認できる上、事業主の親戚であった当時のA株式会社B工場の社員は、「申立人が退職した理由は結婚や出産ではなかったもので、申立人について会社で脱退手当金の代理請求をすることはなかったと思う。」と証言している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の直前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立

人が最初に就職した事業所を失念するとは考え難い。

さらに、申立人に支給されたとされる脱退手当金の額は、当時の法定支給額と一致していない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額が一致していないなど、記録管理が適切に行われていないことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 23 日から 38 年 3 月 31 日まで
② 昭和 38 年 6 月 1 日から 43 年 5 月 29 日まで

私は、昭和 42 年 11 月に実父が亡くなり、家の農業を手伝うため A 事業所を退職した。当時は、農業収入と夫の収入に加え貯金もあり、お金に困るような生活ではなかった。年金事務所の回答では、脱退手当金が支給された記録となっているとのことだが、受け取った記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立てに係る最終事業所である A 事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から、約 11 か月後の昭和 44 年 4 月 23 日に支給決定されている上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性 49 人のうち、申立人が同事業所において被保険者資格を喪失した日（43 年 5 月 29 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 11 人を調査したところ、11 人全員に脱退手当金の支給記録が確認できないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定がされたとする日（昭和 44 年 4 月 23 日）の約 6 か月前に、国民年金に任意加入被保険者として加入し、保険料を納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A株式会社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の同社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成3年12月31日）及び資格取得日（4年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年6月1日まで

私は、平成3年3月から7年4月まで、A株式会社に正社員として勤務していたが、3年12月31日から4年6月1日までの期間について国民年金に加入し、保険料が未納の記録になっている。

申立期間についてもA株式会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の保管する社員名簿から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録は、平成3年12月31日付けの資格喪失に係る事務処理が4年6月8日に遡及して行われているにもかかわらず、同年6月1日付けの資格取得に係る事務処理は、同年6月4日に行われており、ほかにも申立人と同様の処理がなされている同僚が39人存在することが確認できる。

さらに、当時幹部社員であったとする者は、「申立期間当時、A株式会社は社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）の職員と相談し、その結果、社員全員の資格を喪失させたと聞いている。」と述べており、社会保険事務所において、このような資格喪失及び資格取得に係る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月31日に資格を喪失し、4年6月1日に資格を取得した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失日及び取得日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日及び資格取得日の記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年11月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 1 月 31 日まで

私は、A株式会社を経営していたが、平成 18 年 1 月 30 日に会社が倒産し、厚生年金保険料が納付できなくなったため、B 社会保険事務所（当時）の職員の勧めにより、標準報酬月額を 9 万 8,000 円に引き下げる届出をした。当時、実際に受け取っていた報酬月額 30 万円に即した標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初 30 万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 18 年 1 月 31 日）の後の同年 2 月 15 日付けで、申立期間について、遡って 9 万 8,000 円とする減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A株式会社の閉鎖登記簿謄本及びオンライン記録から、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立人は、「平成 18 年 1 月 30 日に会社が倒産し、17 年 12 月分の厚生年金保険料が納付できなくなったため、B 社会保険事務所の職員の訪問を受け、私自身の標準報酬月額を遡って引き下げる届出をした。未納分の保険料を清算するには、他に方法が無いと思った。」と述べている上、年金事務所が保管する申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、遅延理由書及び取締役会議事録には、A株式会社の社判及び代表取締役社長の押印が確認できることから、申立人は、同社の代表取締役社長として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考え

られる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。